

【調剤管理料、服薬管理指導料に関する揭示】

調剤管理料

患者様やご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者様ごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。

服薬管理指導料

患者様ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し基本的な説明を行っています。

薬剤服用歴等を参照しつつ、患者様の服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。

薬剤交付後においても、患者様の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。

【特掲診療料の施設基準に関する揭示】

調剤基本料

調剤基本料 1

平尾、第一ビル、尼崎、羽曳野、扇町、東住吉、春木、OAP、八尾、城東、ドーム前、庄内、高知、阿波座、桃谷、紀三井寺、天満、園田、堺、津久野、永和、長田、天理、吉矢、松井山手、須磨、奈良、武庫元町、岸辺、健都

調剤基本料 3-イ

阿倍野、貝塚、松井ヶ丘

地域支援体制加算

地域支援体制加算 1

平尾、羽曳野、東住吉、OAP、城東、庄内、阿波座、桃谷、紀三井寺、天満、堺、長田、天理、吉矢、須磨、奈良、武庫元町

地域支援体制加算 2

尼崎、八尾、ドーム前、高知、園田、津久野、永和、松井山手、岸辺

地域支援体制加算 3

阿倍野

後発医薬品調剤体制加算

後発医薬品調剤体制加算 1

阿倍野、第一ビル、扇町、OAP、城東、高知、紀三井寺、堺、津久野、吉矢、須磨、武庫元町

後発医薬品調剤体制加算 2

尼崎、庄内、阿波座、桃谷、園田、永和、天理、松井山手、奈良、健都

後発医薬品調剤体制加算 3

平尾、羽曳野、東住吉、春木、八尾、ドーム前、長田、貝塚、松井ヶ丘、岸辺

連携強化加算

阿倍野、平尾、尼崎、羽曳野、東住吉、OAP、ドーム前、庄内、高知、阿波座、桃谷、紀三井寺、天満、園田、堺、津久野、永和、長田、貝塚、吉矢、松井山手、須磨、奈良、武庫元町、松井ヶ丘、岸辺

特定薬剤管理指加算 2

阿倍野、平尾、第一ビル、尼崎、羽曳野、扇町、東住吉、春木、OAP、八尾、城東、ドーム前、庄内、高知、阿波座、桃谷、紀三井寺、天満、園田、堺、津久野、永和、長田、天理、貝塚、吉矢、松井山手、須磨、奈良、武庫元町、松井ヶ丘、岸辺、健都

かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料

阿倍野、平尾、尼崎、羽曳野、扇町、東住吉、春木、OAP、八尾、城東、ドーム前、庄内、高知、阿波座、桃谷、紀三井寺、天満、園田、堺、津久野、永和、長田、天理、貝塚、吉矢、松井山手、須磨、奈良、武庫元町、松井ヶ丘、岸辺、健都

無菌製剤処理加算

阿倍野、尼崎、東住吉、ドーム前、庄内、長田、岸辺

在宅患者訪問薬剤管理指導料

阿倍野、平尾、第一ビル、尼崎、羽曳野、扇町、東住吉、春木、OAP、八尾、城東、ドーム前、庄内、高知、阿波座、桃谷、紀三井寺、天満、園田、堺、津久野、永和、長田、天理、貝塚、吉矢、松井山手、須磨、奈良、武庫元町、松井ヶ丘、岸辺、健都

在宅中心静脈栄養法加算

阿倍野、平尾、第一ビル、尼崎、羽曳野、扇町、東住吉、春木、OAP、八尾、城東、ドーム前、庄内、高知、阿波座、桃谷、紀三井寺、天満、園田、堺、津久野、永和、長田、天理、貝塚、吉矢、松井山手、須磨、奈良、武庫元町、松井ヶ丘、岸辺、健都

在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算

ドーム前、長田、岸辺

在宅薬学総合加算

在宅薬学総合加算 1

阿倍野、平尾、尼崎、羽曳野、東住吉、OAP、城東、庄内、高知、阿波座、桃谷、紀三井寺、天満、園田、堺、津久野、永和、貝塚、吉矢、松井山手、須磨、奈良

在宅薬学総合加算 2

八尾、ドーム前、長田、武庫元町、岸辺

医療DX推進体制整備加算

医療DX推進体制整備加算 1

八尾、岸辺、健都

医療DX推進体制整備加算 2

平尾、第一ビル、尼崎、羽曳野、扇町、OAP、城東、ドーム前、庄内、桃谷、紀三井寺、天満、園田、永和、貝塚、松井山手、奈良、松井ヶ丘

医療DX推進体制整備加算 3

阿倍野、東住吉、春木、高知、阿波座、津久野、吉矢、須磨、武庫元町

【明細書発行に関する掲示】

当薬局では、患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から平成 22 年 4 月より領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成 30 年 4 月より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称等が記載されるものですので、その点御をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方はその旨お申し出下さい。

【オンライン資格確認体制ならびに医療情報取得加算について】

マイナンバーカードの健康保険証利用やオンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報、薬剤情報等を取得し、質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

さらに電子処方箋等、医療 DX に関わる取り組みを実施しています。

【医療 DX 推進体制整備加算】

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- ・ オンラインによる調剤報酬の請求
- ・ オンライン資格確認を行う体制・活用
- ・ 電子処方箋により調剤する体制
- ・ 電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制
- ・ 電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制
- ・ マイナ保険証の利用率が一定割合以上
- ・ 医療 DX 推進の体制に関する掲示
- ・ サイバーセキュリティの確保のために必要な措置

【後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について】

令和6年10月から後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

厚生労働省 HP：「後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について」

患者のみなさまへ

令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、
先発医薬品の処方を希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を
お願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

【保険外費用に関する掲示】

患者様希望による場合や、オンライン服薬指導に伴う薬の発送費用については着払い若しくは実費を徴収させていただきます。

【居宅療養管理指導料のサービス提供に係る重要事項】

目的

要介護状態または要支援状態にあり、主治医等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、薬剤師が適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とします。

運営方針

- ① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏洩いたしません。

居宅療養管理指導サービス

- ① 当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関する説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ② サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行い分かりやすくご説明いたします。もし、薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

注）居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

営業日時

[「店舗案内」](#)のページにてご覧いただけます。

緊急時の対応等

- ① 緊急時等の体制として携帯電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制を取っています。

② 必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります

介護サービス利用料

居宅療養管理指導サービス費として

単一建物居住者人数	1 人	2 ～ 9 人	10 人以上
1 割負担	518 円	379 円	342 円
2 割負担	1,036 円	758 円	684 円
3 割負担	1,554 円	1,137 円	1,026 円

取扱上特別な薬剤（麻薬性の鎮痛剤など）の管理指導が必要な場合

・1 回あたり 100 円

※お薬代金とその調剤料は医療保険の適用になり、定率自己負担分は別途必要になります。（公費医療などの適用対象の場合は、ご負担の無い方もおられます）

注 1) 上記の利用料等は介護保険の介護報酬に基づき算定しています。又、改定があった場合に文書にてお知らせ致します。改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注 2) 居宅療養管理指導費及び介護予防居宅医療管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

その他のサービス

必要に応じて、管理栄養士による訪問栄養指導を行う場合がございます。

ご相談・苦情窓口

[「店舗案内」](#)のページにてご覧いただけます。